

鶴岡市農業委員会第7回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和6年6月11日(火) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 寛 2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 4番 佐藤 晃 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 佐藤 治久 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 7番 吉住 喜之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節徑 13番 田村 亮真 14番 佐藤 宣夫 15番 本間 長志 16番 伊藤 貢
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	8番 長谷川 浩之
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 主事 齋藤 静 主事 奥山 立 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、8番 長谷川 浩之推進委員、遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第7回西部農地部会を開会します。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、4番 佐藤 晃委員、5番 荻原 優太委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
議 長	報告事項ではありますが、質問はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いします。1番 渡部 信子推進委員。
1番推進委員	鶴9について報告いたします。受人は、現在会社員の方ですが、耕作意欲もあり、定年後は、農地を広げていく予定です。周辺農地の確保にも支障がなく、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしていると判断しましたので報告いたします。続いて、鶴10について報告いたします。受人宅の隣の畑で、通うのが大変という事もあり、渡人より農地処分の話が来たそうで、現状は枝豆定植済みでありました。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないと判断いたしましたので、報告いたします。
議 長	4番 齋藤 潤子推進委員。
4番推進委員	鶴11の件ですが、労力不足の為、集落内農業者である受人に売却予定です。現在は自家用野菜、イチジクを植える予定という事で、問題なく農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を満たしていると判断いたしました。
議 長	1番 五十嵐 覚委員。
1番委員	温3について報告いたします。5月7日、私と14番推進委員、事務局3人で現地を確認しました。受人宅に隣接する農地で、今後自家用野菜を作っていきたいという事です。特段の問題は無いと判断しました。また金額についても、受人が農地を確保したいという希望があり、今回話がまとまったものです。以上です。
10番委員	鶴12、13についてですが、鶴12の渡人は受人の祖父に当たり、鶴13の渡人は受人の父親になります。受人は、大学卒業後地元に戻って、3年目くらいになり、地域の土地等を譲り受けたり拡大している最中で、農業に邁進している方です。効率的な利用の確保に支障が生じる恐れはありませんし、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると判断します。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いします。
8 番 委 員	鶴2について報告いたします。6月5日に私と7番推進委員、事務局の3人で現地調査に行っておりまして。現地は、渡人のお孫さんが住宅を建設するため、実家の隣接地である申請地を、使用貸借権の設定により農地転用を行うものとなっております。転用により、日照の障害など周辺農地への影響はないとみられました。農地区分は第3種農地に該当し、周辺の畑にも影響がないと考え、許可相当と判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。3番 石塚 治己委員。
3 番 委 員	3番です。機鶴279は、私の案件になりますので、退室の許可を求めます。
議 長	退室を許可します。
	3 番 委員退室
議 長	機鶴279についてのみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機鶴279についてのみ、質疑を終結し、採決を行います。賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 機鶴279については、議案通り決しました。3番委員の入室を許可します。
	3 番 委員入室
議 長	それでは機鶴279以外の審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）機鶴 279 以外の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	（全員賛成）
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の機鶴 279 以外の決定については、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（説 明）《議案第 4 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について》
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。12 番 小林 節 徑推進委員。
12 番推進委員	耕作者変更の鶴 37 から鶴 43 まで、法人から個人への変更となっているが、いきさつがどういう事かお聞きしたい。また、そもそも促進計画というのがどういったものか、ご説明いただきたい。
議 長	事務局の方、説明をお願いします。
事 務 局	促進計画についての説明ですけれども、農地中間管理事業の契約には、農用地利用集積計画の一括方式と促進計画がありますが、現在経過措置期間中の当面の対応として、2つの手法を活用しているものです。現在地域で話し合いが進められている地域計画の区域外における新規の案件については、農用地利用集積計画一括方式により実施します。区域外の受け手変更などの移転は農用地利用集積計画を、但し、解約が伴うものは一括方式というような対応がとられています。鶴岡市の地域計画が策定された後は、全て促進計画で実施することになります。詳しくは、資料のフローチャートをご覧ください。
事 務 局	耕作者変更鶴 37～鶴 41 について、新たな受人は大泉フェローズの構成員ですが、井岡地区における圃場整備事業の取り組みにあたり、地区農家での法人化に取り組むため、その条件整備として個人へ耕作者変更するものです。耕作者変更鶴 42 については、当該圃場周辺に大泉フェローズの耕作地がなく、効率的に耕作する上では、申請地に隣接した耕作地がある新たな受人が耕作する方が利便性が良いことから申請するものです。
議 長	6 番 榎本 勝推進委員。
6 番推進委員	耕作者変更 43、44 についてですが、田川の案件であります。田川の地域計画については令和 6 年度に作成という事で、要望・意見が出ている中で、今回のこの調整になったと思われます。耕作者変更 43 の案件は、農地が飛び地で、大泉フェローズの中でも隣接地が無い場所で、地元に戻すという案件です。耕作者変更 44 の案件は、土地が大泉フェローズの用地と隣接しているという事で個人から法人へ耕作者変更となったものです。今後このような案件は、地域計画の中で整理されていくものと聞いております。
議 長	他に質問ございませんか。
	（発言者なし）
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 4 号 農地中間管理事業に関する促進計画（案）について、賛成の委員の挙手を求めます。
	（全員賛成）

議 長	全員賛成により、農地中間管理事業に関する促進計画（案）について、議案通り決しました。続きまして、議案第 5 号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	（説 明）《議案第 5 号 非農地証明願について》
議 長	現地調査報告をお願いします。
14 番推進委員	温 1 の計 4 筆の農地を 5 月 7 日火曜日、1 番 五十嵐委員と私と事務局 3 名で現地確認に行っていました。農地は現在、山林の様相を呈しており、耕作可能な状態ではありません。このような状況では非農地と認めざるを得ないと思います。
議 長	審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	（発言者なし）
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 5 号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	（全員賛成）
議 長	全員賛成により、議案第 5 号 非農地証明願については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これにて、第 7 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 2 : 0 5
	議 長 原 田 政 章 議 事 録 署名委員 萩 原 優 太 議 事 録 署名委員 佐 藤 晃